

# とやま中央会 FAX 情報

2020. 3. 16 発行 №579

## 令和元年度補正

### 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

#### 【一般型】（1次締切分）を公募しています

全国中小企業団体中央会では、令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・1次締切分）の公募を令和2年3月10日（火）17時より開始しました。本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。公募期間は令和2年3月31日（火）17時まで、電子申請を行った場合のみの受け付けとなり、今回の1次締切分の採択発表は4月末を目処に採択公表を行う予定です。

なお、本事業については、通年公募とし、約3ヶ月おきに締切を設ける予定です。次回の締切は5月頃を予定しております。

#### 1. 事業概要

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

#### 2. 対象要件

日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者（組合含む）※及び特定非営利活動法人※に限ります。（※資本金及び従業員数、組合種類等の条件があります。詳細は下記URLより公募要領をご確認ください。）

#### 3. 公募期間

公募開始 令和2年3月10日（火）17時  
申請受付 令和2年3月26日（木）17時

応募締切 令和2年3月31日（火）17時

#### 4. 補助対象事業の種類及び補助率等

今回応募する事業類型は「一般型」のみです。

概要：中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援します。

補助金額：100万円～1,000万円

補助率：中小企業者 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

設備投資：単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要です。

補助対象経費：機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用料、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

※小規模企業者・小規模事業者は、常勤従業員

員数が、製造業その他業種・宿泊業・娯楽業では20人以下、卸売業・小売業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主をいいます。なお、交付決定後に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率が変更となる場合があります。確定検査において労働者名簿等を確認しますので、人数の変更があった場合は補助率が2/3から1/2への計画変更となります。特定非営利活動法人は、従業員が20人以下の場合、補助率が2/3になります。

#### ※事前着手承認のための申請・承認の結果通知について

今般の新型コロナウイルスの影響を受けてサプライチェーンが毀損し、幅広い中小企業・小規模事業者等の生産活動に影響を与えることが懸念されます。このため、サプライチェーンの毀損が我が国経済に与える影響を緩和させるために有効な設備投資等であると認められる場合に限り、補助金交付決定前であっても、事務局から事前着手の承認を受けた日以降に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を、特例として対象とする場合があります。

**受付期間：**令和2年3月10日（火）～3月23日（月）17時まで（必着）

**提出方法：**本補助金の交付を受けるための電子申請とは別に、事前着手の承認のための申請書類を所定の様式により作成の上、上記期間までに事務局へ郵送にて提出してください。

**送付先：**〒104-0033 東京都中央区新川1-26-2 新川NSビル6階  
全国中小企業団体中央会

ものづくり補助金事業部

#### 5. お問い合わせ先

ものづくり補助金サポートセンター

TEL. 050-8880-4053

受付時間：10時～12時／13時～17時

（土日祝日を除く）

#### ◇ 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースを新たに設け、速やかに申請受付を開始しています。

#### 1. テレワークの特例コース

##### （1）対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主

##### （2）助成対象の取組

- ・テレワーク用通信機器の導入・運用
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等

##### （3）要件

事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること。

##### （4）事業実施期間

令和2年2月17日～令和2年5月31日

##### （5）支給額 補助率：1/2

1企業あたりの上限額：100万円

#### 2. 職場意識改善の特例コース

##### （1）対象事業主

---

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

(2) 助成対象の取組

- ・就業規則等の作成・変更
- ・労務管理機器等の購入・更新 等

(3) 要件

事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること。

(4) 事業実施期間

令和2年2月17日～令和2年5月31日

(5) 支給額 補助率：3/4

※事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は、4/5 を助成

上限額：50万円

### 3. お問い合わせ先

#### 【テレワークコースの特例】

厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課

TEL. 03-3595-3273

#### 【職場意識改善コースの特例】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

TEL. 03-3502-1599

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09904.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09904.html)

### ◇ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の創設について

厚生労働省では、小学校等の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します。

#### 1. 特例の対象となる企業・特例措置の内容

- ・臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業

※有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要があります。

- ・令和2年2月27日から3月31日までに取得した有給休暇が対象

#### 2. 助成内容

令和2年2月27日から3月31日において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額

※1日1人当たり8,330円を助成の上限とします。

※大企業・中小企業ともに同様です。

- 申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続きが決まり次第、早急に周知します。

#### 3. お問い合わせ先

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

TEL. 03-5253-1111

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

### ◇ 改正女性活躍推進法の施行について

本年4月1日以降、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係法令、指針等が順次施行され、各事業主の女性活躍の推進に関する取り組みや職場におけるハラスメント対策に関する義務等が強化されます。

#### 1. 女性活躍推進関係

- ・令和2年4月1日以降、常時雇用する労働者数301人以上の事業主については、一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法が順次変わります。
- ・令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大されます。（300人以下の事業主は現在努力義務です。）

#### 2. ハラスメント防止対策関係

令和2年6月1日より、職場におけるハラ

スメント防止対策が強化されます。

※中小事業主は、令和4年4月1日から義務化。（それまでは努力義務）

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務として法律上明確化されます。

#### 【事業主の責務】

- ・職場におけるパワーハラスメントを行ってはいならないこと等これに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること。
- ・その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと。
- ・事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと。

#### 【労働者の責務】

- ・ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと。
- ・事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること。

※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

### 3. お問い合わせ先

富山労働局雇用環境・均等室

TEL. 076-432-2740

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の開設及び特別休暇コンサルティングを実施しています

富山労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などの労働相談を受け付ける特別労働相談窓口を開設している他、特別休暇制

度の導入に関する電話相談、企業訪問によるコンサルティング支援を実施しています。ご活用ください。

#### 1. 特別労働相談窓口

事業主の方及び労働者の方の新型コロナウイルス感染症に関わる労働相談（解雇、休業、雇用調整助成金等）に対応していますのでお気軽にご利用ください。

開設場所：富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階 富山労働局 雇用環境・均等室

開設時間：9時～17時（土日祝日を除く）

TEL：076-432-2740

#### 2. 特別休暇コンサルティング

「働き方・休み方改善コンサルタント」による特別休暇制度の導入に関する電話相談、企業訪問によるコンサルティング支援を実施しています。コンサルティングは無料で利用することが可能です。

開設場所：富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階 富山労働局 雇用環境・均等室

開設時間：9時～17時（土日祝日を除く）

TEL：076-432-2740

#### 3. 労働相談以外の相談について

労働相談以外のご相談は以下をご利用ください。

○厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省では電話相談窓口を設置しています。

TEL：0120-565653

（フリーダイヤル）

受付時間：9時～21時（土日祝日も実施）

新型定期預金  
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。  
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835